

特定生産緑地制度について

行田市都市計画課

【背景】

従来の生産緑地制度のままでは、指定から30年(申出基準日)を経過するといつでも買取り申出が可能となるため、市街化区域から農地が減少する恐れがある。



平成29年の法改正により、**近く申出基準日を迎える生産緑地を、所有者の意向に基づき「特定生産緑地」に指定**できることとなった。

特定生産緑地の指定を受けた場合

- 固定資産税等の優遇措置は、10年延長されます。
- 行為制限や買取り申出に関する制限も、10年延長されます。
- 相続税猶予制度も、引き続き適用できます。
- 10年ごとに継続の要否を判断できます。

特定生産緑地の指定を受けない場合

- 引き続き農地として管理が必要ですが、令和4年12月8日以降、いつでも買取り申出ができます。
- 固定資産税等は段階的に上昇します。
- 次世代の方は、相続税の納税猶予を受けることができません。

※部分指定をする場合、特定生産緑地に指定されない部分の取扱いも上記のようになります。

注意1: 特定生産緑地へ指定しない場合、申出基準日を
経過しても生産緑地は自動的に解除されません。
解除するには別途、買取り申出の手続きをする必
要があります。

注意2: 申出基準日までに指定手続きを終えないと、特定
生産緑地に指定することはできません。

特定生産緑地指定までの流れ

所有者

指定意向の確認
農地等利害関係人の同意取得

令和3年3月～7月頃まで

市

提出書類の確認・現地調査

令和3年7月頃

市

都市計画審議会の意見聴取

市

特定生産緑地の指定の公示
関係者への個別通知

特定生産緑地の指定